



日高川町 告示第 126 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、

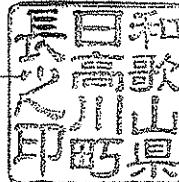
本町内の字キレン道、湯ヲ瀬、荒堀の区域を次のとおり変更する。

この字キレン道、湯ヲ瀬、荒堀の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成18年9月5日

日高川町長

笛 朝一



大字中津川字キレン道に編入する区域

大字	字	地番
中津川	湯ヲ瀬	748番1、749番及び751番の全部 748番2、750番、752番、 及び752番1、の一部
	荒 堀	788番1、789番1、794番1 794番2、及び1458番4の全部
上記の区域に隣接介在する里道敷、水路敷である日高川町が管理する 土地の一部		

地番については、平成18年1月25日現在の地番である。